

政府は、子どもに関する政策の司令塔となる新たな組織について、名称を「こども家庭庁」とし、その役割や位置づけを明確にする基本方針を閣議決定しました。今回はその内容をご紹介します。

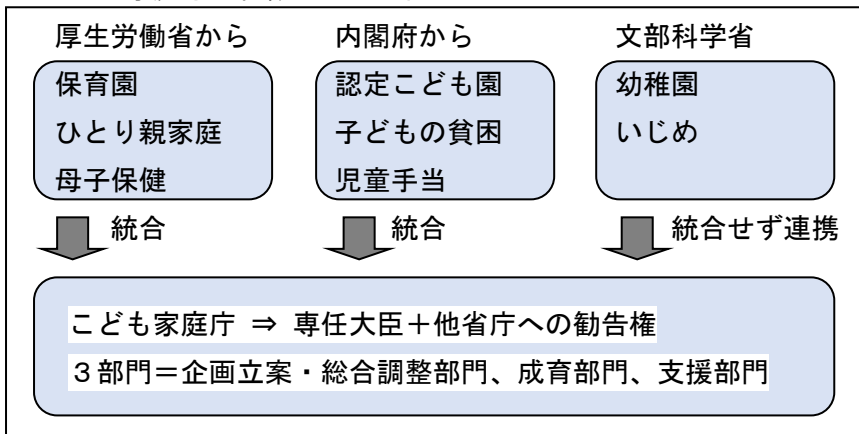
**こども家庭庁の創設**

新たに発表された政府の基本方針では、子どもに関する取り組み・政策を社会の中心に据えて、子どもの健やかな成長を社会全体で後押しするため、新たな司令塔としての組織「こども家庭庁」を設置するとしています。

政府は当初、名称を「こども庁」とする予定でしたが、周囲から「子育てに対する家庭の役割を重視した名称にするのが望ましい」などといった意見が出されたことから、名称を変更しました。

「こども家庭庁」は、総理大臣直属の機関として内閣府の外局に位置づけるとともに、各省庁への勧告権などを持つ内閣府特命担当大臣を置き、再来年度、令和5年度のできるかぎり早い時期に創設するとしています。

＜こども家庭庁の組織イメージ図＞



こども家庭庁の「企画立案・総合調整部門」では、これまで各府省が別々に行ってきた子ども政策に関する総合調整機能を一元的に集約し、子どもや若者から意見を聴くなどして、子ども政策に関連する大綱を作成・推進するとしています。また、デジタル庁などと連携して、個々の子どもや家庭の状況、支援内容などに関する情報を集約するデータベースを整備するとしています。

「成育部門」では、子どもの安全・安心な成長に関する事務を担うとして、施設の類型を問わずに共通の教育・保育を受けられるよう、文部科学省と協議し、幼稚園や保育園、認定こども園の教育・保育内容の基準を策定するとしています。さらに、子どもの性被害を防ぐため、子どもと関わる仕事をする人の犯罪歴をチェックする「日本版DBS」の導入を検討するほか、子どもの死亡に関する経緯を検証し、再発防止につなげる「CDR=チャイルド・デス・レビュー」の検討を進めるとしています。

※DBS (Disclosure and Barring Service) とは英国司法省管轄の犯罪証明管理および発行システムのこと。

「支援部門」では、児童虐待やいじめ、ひとり親家庭など、さまざまな困難を抱える子どもや家庭の支援にあたり、重大ないじめに関しては、文部科学省と情報を共有して対策を講じるとともに、特に必要がある場合は、文部科学省に説明や資料の提出を求めるなどの勧告を行うなどとしています。さらに、家族の介護や世話などを行っている子どもたち、いわゆる「ヤングケアラー」について、福祉や介護、医療などの関係者で連携して早期の把握に努め、必要な支援につなげるほか、施設や里親のもとで育った若者らの支援を進めるとしています。

こども家庭庁は首相直属で、各省庁への勧告権を持つ担当閣僚を置きます。各府省庁にまたがる政策機能を集約し、縦割り行政の弊害解消を図る点は評価されます。各省庁に政策の是正を勧告したり、報告を求めたりする権限を持ち、子どもに関する政策の司令塔的な役割を担うこととなります。

令和5年度の創設に向け、令和4年の通常国会に関連法案を提出する方針で、内閣官房に準備室を設置しました。基本方針には、このほか、子ども政策を強力に進めるために必要な財源の確保に向けて、企業を含め社会や経済の参加者全員が広く負担していく新たな枠組みを検討することも明記しています。

## <こども家庭庁の部門別の主な業務>

| 部 門         | 主 な 業 務   |
|-------------|---|
| 企画立案・総合調整部門 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各府省が別々に行ってきた子ども政策に関する総合調整機能を一元的に集約</li> <li>・子ども政策に関連する大綱を作成・推進</li> <li>・個々の子どもや家庭の状況、支援内容等に関する情報を集約するデータベースを整備</li> </ul> |
| 成育部門        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園や保育園、認定こども園で共通の教育・保育内容の基準を文科省と協議し策定</li> <li>・「日本版DBS」の導入を検討</li> <li>・「CDR=チャイルド・デス・レビュー」の検討</li> </ul>                 |
| 支援部門        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに関して文科省と情報を共有して対策</li> <li>・「ヤングケアラー」について福祉や介護、医療などの関係者と連携して支援</li> <li>・施設や里親のもとで育った若者らの支援</li> </ul>                   |

コロナ禍の影響もあり、少子化は急速に進んでいます。2021年に国内で生まれた日本人の子どもは、推計によると80万5千人程度となる見通しです。1998年の120.3万人から20万人減るのに16年かかりましたが、2021年の80万5千人（推計値）まで20万人減るのに7年しかかかっていません。

国立社会保障・人口問題研究所による直近の将来推計人口（2017年）では、日本人出生数が80万人となるのは2028年（80万9千人見込み）からでした。少子化が7年も前倒しになっています。

早急な取り組み・政策が望まれますが、日本の子ども関連予算はヨーロッパ諸国に比べ低水準です。2021年度版少子化社会対策白書によると、「家族関係社会支出」の対国内総生産（GDP）比は1.65%（2018年度）、2017年度で3%超の英国やスウェーデンに比べると半分程度です。

基本方針では関連予算の財源について「社会・経済が連帯し、公平な立場で広く負担する新たな枠組みを検討」と記すにとどまっています。予算面の裏付けは乏しく、安定財源の確保が課題となります。

また、1994年の子どもの基本的権利を国際的に保障する「子どもの権利条約」批准を受けた国内法整備も遅れています。実施状況を監視する国連の権利委員会から、子どもに関する包括的な法整備を勧告されている状況です。

これに対して、日本政府は児童福祉法など個別法で対応する立場を取って来ており、日本弁護士連合会は、児童虐待や子どもの自殺が増加する一因を「日本で子どもの権利主体性を踏まえた対策が講じられていない」とことごと指摘し、政府に「子どもの権利基本法」の早期制定を促しています。

子ども政策を議論した政府の有識者会議も、政策の基盤となる「こども基本法（仮称）」の制定を求めており、これら基本法の国会での議論が待たれます。

## <個別相談の実施>

次世代法に関する「行動計画の策定・届出」「認定・認証の取得」などについて、ご要望をいただければ、次世代育成支援対策推進員（特定社会保険労務士）がお伺いして個別相談にお応えいたします。お気軽にご連絡ください。

神奈川県経営者協会 TEL 045-671-7060